

18千保障自第1307号

平成18年11月9日

各短期入所事業者 代表者 様

各日中活動サービス事業者 代表者 様

千葉市保健福祉局高齢障害部

障害者自立支援課長

短期入所サービス費と他の日中活動サービスに係る
介護給付費等の算定について

日頃より、本市障害保健福祉行政にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件について平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」において、「短期入所サービス費については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、短期入所サービス費を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスに係る報酬は算定できない。ただし、居宅から指定障害福祉サービス事業所等に通って日中活動サービスを受けている者が、居宅において介護を行う者の事情により、同一日に引き続き短期入所を利用する場合等、真にやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、この限りではないこと。」と通知が出されましたので、千葉市におきましても同様の取扱いといたします。なお、ここでいう「真にやむを得ない事由」については、「日中活動サービスを受けている間に、緊急に夜間における介護者の都合が悪くなった場合、災害等の発生等」を指すものであり、日中活動サービスを受ける前に短期入所の利用が決まっているのであれば短期入所のみ利用及び算定となりますのでご注意ください。また、このことについての千葉市の適用は平成18年12月1日からといたします。

担当 障害者自立支援課 自立推進係

TEL：043-245-5228 FAX：043-245-5549